

八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）

改正案	現行
（商法等の準用） 第六条の二（略） 2・3（略） 4 信用協同組合等の整理については、商法第三百八十一条から第三百八十五条まで（整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の停止）、第三百八十六条（第一項第二号を除く。）（整理実行のために裁判所のする処分）、第三百八十七条から第三百九十一条まで（処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員）、第三百九十四条から第四百条まで（損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録）、第四百二条（破産手続の開始）及び第四百三条（破産法の規定の準用）の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百二十五条ノ二十四から第三百三十五条ノ三十八まで、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十二及び第三百三十五条ノ四十七から第三百三十五条ノ六十二までの規定（会社の整理に関する事件）を準用する。この場合において、商法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「総組合員若ハ総会員ノ	（商法等の準用） 第六条の二（略） 2・3（略） （新設）

百分ノ三以上ノ組合員若ハ会員ニシテ六月前ヨリ引続キ組合員若ハ
会員デアル者又ハ登記ヲ為シタル出資ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル
債権者」と、同法第三百八十九条第二号中「第百九十二条第一項第
二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十三条第一項、第二百六十
六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又ハ第二百八十条ノ十
三ノ二」とあるのは、「中小企業等協同組合法第三十八条の二第一項
（同法第四十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第三百九
十八条第二項中「第二百四十七条、第二百八十条ノ十五、第二百六
十三条、第三百七十二條、第三百八十條、第四百十五條及第四百二
十八條ノ規定」とあるのは、「中小企業等協同組合法第五十四条ニ於
テ準用スル第二百四十七条、同法第五十七条第三項（同法第五十七
条ノ三第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル第三百八
十条、同法第六十六条ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第三十二
条ニ於テ準用スル第四百二十八條ノ規定」と読み替えるものとする
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 信用協同組合等の解散及び清算については、商法第四百二十条（
貸借対照表等の作成、監査等）の規定を、信用協同組合等の清算人
については、第五条の四第十項並びに商法第二百三十七条ノ三（取
締役等の説明義務）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、
第二百六十条ノ三（監査役の取締役会出席権等）、第二百六十九条
（取締役の報酬）、第二百七十四条（業務監査権等）、第二百七十
四条ノ二（取締役の監査役に対する報告義務）、第二百七十五条（
株主総会に対する意見報告義務）、第二百七十五条ノ二（監査役の

4 信用協同組合等の解散及び清算については、商法第四百二十条（
貸借対照表等の作成、監査等）の規定を、信用協同組合等の清算人
については、第五条の四第十項並びに商法第二百三十七条ノ三（取
締役等の説明義務）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、
第二百六十条ノ三（監査役の取締役会出席権等）、第二百六十九条
（取締役の報酬）、第二百七十四条（業務監査権等）、第二百七十
四条ノ二（取締役の監査役に対する報告義務）、第二百七十五条（
株主総会に対する意見報告義務）、第二百七十五条ノ二（監査役の

取締役に対する行為差止請求権)、第二百七十五条ノ四(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十条第四項中「第二百八十二条第二項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第九項」と、「前項二掲グル書類二、同条第三項ノ規定八子会社ノ前項二掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項二掲グル書類)」とあるのは、「前項二掲グル書類」と、「第五条の四第十項中「第一項」とあるのは、「第六条の二第五項において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律、中小企業等協同組合法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第六十九条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

第十二条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員その他の法人の代表者)若しくは清算人又は第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一、四 (略)

取締役に対する行為差止請求権)、第二百七十五条ノ四(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十条第四項中「第二百八十二条第二項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第九項」と、「前項二掲グル書類二、同条第三項ノ規定八子会社ノ前項二掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項二掲グル書類)」とあるのは、「前項二掲グル書類」と、「第五条の四第十項中「第一項」とあるのは、「第六条の二第四項において準用する商法第四百二十条第一項」と、商法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律、中小企業等協同組合法、本法」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第六十九条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

第十二条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員その他の法人の代表者)若しくは清算人又は第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一、四 (略)

五 第五条の四（第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、第五条の五第五項若しくは第八項の規定又は第六条の二第五項において準用する商法第四百二十条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

六 八（略）

九 この法律において準用する商法又は準用商法特例法の規定に定める検査又は調査を妨げたとき。

十 十一の二（略）

十二 第六条の二第一項又は第五項において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三（略）

十三の二 第六条の二第四項において準用する商法第三百八十六条の規定による裁判所の財産保全の処分に違反したとき。

十三の三 第六条の二第四項において準用する商法第三百九十八条第一項の規定により裁判所が選任した管理人に事務の引渡しをしな

ないとき。

十四 十八（略）

2（略）

五 第五条の四（第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、第五条の五第五項若しくは第八項の規定又は第六条の二第四項において準用する商法第四百二十条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

六 八（略）

九 準用商法特例法第七条第二項の規定又は第六条の二第一項若しくは第四項において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

十 十一の二（略）

十二 第六条の二第一項又は第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三（略）

（新設）

（新設）

十四 十八（略）

2（略）